



外国人のための人権相談所

全国の法務局・地方法務局では、日本語を自由に話すことのできない方からの人権相談をお受けします。

全国の法務局・地方法務局

平日(年末年始を除く) 9:00~17:00

- 英語
- 中国語
- 韓国語
- フィリピン語
- ポルトガル語
- ベトナム語

● 全国の法務局・地方法務局一覧(日本語ページ)



<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji10.html>

また、法務局・地方法務局以外にも、以下のとおり外国人のための人権相談所を開設しています。

福岡市

福岡県福岡市中央区天神1-1-1

[相談場所] アクロス福岡3階こくさいひろば

毎月第2土曜日 13:00~16:00

英語

高松市

香川県高松市番町1-11-63

[相談場所] アイバル香川(香川国際交流会館)会議室

毎月第3金曜日 13:00~15:00(予約制)

英語

中国語

韓国語

スペイン語

ポルトガル語

松山市

愛媛県松山市道後一万1-1

[相談場所] 愛媛県国際交流センター

毎月第4木曜日 13:30~15:30

英語

※外国語によるお問い合わせは右ページの外国語人権相談ダイヤルまでお願いいたします。



外国語人権相談ダイヤル

日本語を自由に話すことができない方からの人権相談に応じるため、専用の相談電話(ナビダイヤル)を設置しています。全国どこからでもこの電話番号にかけていただくことにより人権相談をお受けします。

外国語人権相談ダイヤル(ナビダイヤル)

0570-090911

平日(年末年始を除く) 9:00~17:00

- 英語
- 中国語
- 韓国語
- フィリピン語
- ポルトガル語
- ベトナム語

※この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。



外国語インターネット人権相談受付窓口

英語・中国語での人権相談に応じるため、英語版と中国語版のインターネット人権相談受付窓口を設置しています。この窓口によって、全国どこからでも人権相談をお受けします。

● 英語版インターネット人権相談受付窓口

https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_en.html



● 中国語版インターネット人権相談受付窓口

https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101_zh.html



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

日本語版



あなたの言葉で 人権相談が できます

外国語による人権相談のご案内



法務省人権擁護局
全国人権擁護委員連合会

あなたのその悩みは、
「人権侵害」かもしれません。

理髪店で
散髪を
拒否された。



アパートへの
入居を
断られた。



学校で子どもがいじめられている。



風習や習慣等の違いが受け入れられない。



一人で悩まず、
まず相談してください。



全国の法務局・地方法務局の窓口では、日本語を自由に話せない方からの人権相談をお受けしています。



外国語人権相談ダイヤル(ナビダイヤル)にかけていただくことにより人権相談をお受けしています。



英語・中国語に対応した外国語インターネット人権相談受付窓口により人権相談をお受けしています。

あなたの悩みの解決のため、
最善の方法を一緒に考えます。

関係調整

話し合いを仲介します。



説示・勧告

人権侵害をした人に状況の改善を要求します。



助言・紹介

法的なアドバイスのできる専門的機関を紹介します。

